◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一四号）（内閣府本府）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第四五号）の施行期日は、令和四年六月一七日とすることとした。

◇日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二一五号）（内閣府本府）

1　地震防災上緊急に整備すべき施設等として新たに津波防護施設を加えることとした。（第一条関係）

2　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第一一条第一項第四号の政令で定める施設は、次の㈠から㈢までに掲げるものとすることとした。

㈠　高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

㈡　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

㈢　病院、診療所又は助産所（第七条関係）

3　法第一二条第三項の政令で定める交付金は、次の㈠及び㈡に掲げるものとすることとした。

㈠　地域再生法第一三条第一項に規定する交付金

㈡　㈠に掲げるもののほか、法第一二条第三項に規定する事業に要する経費に充てるための交付金で内閣総理大臣が指定するもの（第八条関係）

4　津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令第三条の規定の適用については、同条中「法第八条各号」とあるのは、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第一五条の規定により読み替えて適用する法第八条各号」とすることとした。（第九条関係）

5　法第一七条に規定する国又は地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金等の二分の一以上を出資し、かつ、国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資している法人とすることとした。（第一〇条関係）

6　法別表に規定する避難場所の整備を実施する政令で定める者は、次の㈠から㈢までに掲げる者とすることとした。

㈠　地方公共団体（港務局を含む。㈡において同じ。）

㈡　地方公共団体から補助を受けて法別表に規定する避難場所の整備を実施する者

㈢　国（漁港漁場整備法の規定により同法第一七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業のうち同法第四条第一項第一号に掲げる事業を施行する場合に限る。）（第一一条第一項関係）

7　6の規定は法別表に規定する避難経路の整備を実施する政令で定める者について準用し、この場合において、6の㈡中「避難場所」とあるのは、「避難経路」と読み替えることとした。（第一一条第二項関係）

8　この政令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（財務省）

1　財政法第六条の剰余金の額の計算上、東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する施策に要する費用等の財源に充てる額を控除することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

法律第六十五号

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年六月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第一条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二十一」を「第二十三条の二十三」に、「第四章　政府の自動車損害賠償保障事業（第七十一条―第八十二条の二）」を

「第四章　自動車事故対策事業
第一節　総則（第七十一条）
第二節　自動車損害賠償保障事業（第七十二条―第七十七条の二）
第三節　被害者保護増進等事業（第七十八条―第八十二条の二）
第四節　雑則（第八十二条の三）」

に改める。

第一条中「確立する」の下に「とともに、これを補完する措置を講ずる」を加える。

第二十三条の五第一項中「係る紛争」の下に「（以下「紛争」という。）」を加える。

第二十三条の六第一項第一号中「保険金等又は共済金等の支払に関する」を削る。

第三章第二節の二中第二十三条の二十一を第二十三条の二十三とし、第二十三条の二十を第二十三条の二十二とする。

第二十三条の十九第一項第二号中「第二十三条の十四又は第二十三条の十五第一項」を「第二十三条の十六又は第二十三条の十七第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第二十三条の十九を第二十三条の二十一とし、第二十三条の十六から第二十三条の十八までを二条ずつ繰り下げる。

第二十三条の十五に次の一項を加える。

4　第一項の規定により紛争処理業務の全部の廃止の許可を受けた者は、当該許可の日から二週間以内に、当該許可の日に紛争処理が実施されていた紛争の当事者に対し、当該許可を受けた旨及び第二項の規定により指定がその効力を失つた旨を通知しなければならない。